

尼崎市認知症カフェ運営助成事業

認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族、地域住民、医療や介護の専門職など誰もが気軽に参加できる集いの場、安心して過ごせる居場所の運営を支援します。

助成の条件 ※下記1～6全てを満たしていることが必須です

1、開設場所について

- (1) 尼崎市内で利用者が参加しやすい場所にある（交通の便が良い、駐車場・駐輪場が設置してある）
- (2) おおむね 10 人以上の参加者が入れる広さを確保する

2、開設日・開設時間について

- (1) 尼崎市内で開設し、年6回以上、1 回あたりの開設時間は 1 時間半以上とする
- (2) 日にちや曜日を固定するなど利用者が参加しやすいように努める
- (3) 1 年以上継続して開設している、または 1 年以上継続して開設する意向がある

3、運営スタッフについて

- (1) 認知症カフェに携わる運営スタッフの中に認知症の人およびその家族からの相談に対応できる人（医療・介護の専門職、認知症キャラバン・メイトや認知症サポーターステップアップ講座受講者等の認知症に関する知識を習得しているもの）が毎回 1 人以上参加し、常時対応できる体制を整えている

4、関係機関との連携について

- (1) 地域包括支援センター（認知症地域支援推進員）、地域のボランティア（認知症サポーター）や民生児童委員など地域の協力者と連携を図る

5、周知・啓発活動について

- (1) 認知症カフェの周知を図る（チラシや入り口に看板を置くなどして参加者が利用しやすいように、また地域に開かれたカフェになるよう工夫する）
- (2) 認知症カフェの情報を、市のホームページや広報誌等に掲載し、広く周知する
- (3) 尼崎市認知症施策推進会議において団体の活動を報告する

6、活動内容について ※下記(1)～(5)すべてを満たすこと

- (1) 認知症の人およびその家族等が気軽に集い、交流できる場の提供
※地域や会員限定ではなく、誰でも参加できるようにする
- (2) 参加者からの相談を傾聴し適切な支援先につなぐなど寄り添った対応を行う
- (3) 地域にある高齢者ふれあいサロンやつどい場などから認知症に関する相談を受けるなど地域の認知症に関する拠点機能となるよう努める
- (4) 認知症の人に出来ることなど役割を持っていただき（例えば、会場のセッティングやカフェの中で自分の特技を生かす場づくりなど）、楽しくカフェに参加できるように努める
- (5) 認知症カフェに参加する人のプライバシーを尊重し、個人情報保護を遵守する

7、禁止事項について

- (1) 営利を目的とした行為
- (2) 宗教的または政治的な活動
- (3) 法令および公序良俗に反すること
- (4) 暴力団または暴力団員の統制下にあること

助成の内容

1. 金額について

上限 50,000 円 （1 団体 年度内 1 回限り 先着 20 団体）

※カフェ開催に必要な経費から「参加者から徴収した会費」、「本助成金以外の助成金」を引いた額を助成します

※対象となる経費はすべて領収書の提出が必要です

2. 助成対象経費について

項目	内容	備考
報償費	認知症に関する講演会等の外部講師への謝礼や交通費	講師等への贈答品代・食事代、団体の構成員やボランティアスタッフへの人件費、交通費および謝礼は不可
消耗品費	消耗品費にはお茶やコーヒー代を含め、サロンの実施に必要な物品の購入費が含まれます。 脳トレのテキストや工作・手芸につかう用品など	食べ物の提供は原則として市販の簡易な茶菓子程度にとどめ、これ以上の食べ物を提供する時は、事前に保健所に相談すること。酒類・食事は提供不可
印刷製本費	チラシや資料の印刷代	
通信運搬費	切手代やはがき、物品購入等に係る郵送料	通信料（電話代・FAX 代）は不可
保険料	ボランティア保険 など	
使用料および賃借料	会場の使用料、機器使用料、用具のレンタル料など	会場の光熱費、水道代は不可
備品購入費	認知症カフェの中で使うもの（音楽療法に使用する楽器や脳トレ体操を行う機材など）	認知症カフェの運営に必要な備品（ポット、机、椅子など）は不可
その他	事業の実施に必要であると認められたもの	助成事業以外の経費と識別することが困難な経費（パソコンなど、所有が個人か認知症カフェなど区別がつきにくいもの）

3、申請から交付までの流れについて

時期	誰が 何をするか	必要書類 等
申請受付期間 R3年5月6日 ～R4年2月28日	<u>認知症カフェ団体代表者</u> <u>助成金の申請</u> を尼崎市に提出する ※申請期間中に先着 20 団体に到達したところで締め切ります	①尼崎市認知症カフェ運営助成金交付申請書 ②尼崎市認知症カフェ実施計画書 ③尼崎市認知症カフェ収支予算書 ④尼崎市認知症カフェメンバー一覧 または 組織運営に関する定め(規約、会則等) ※④の提出について…認知症カフェ団体代表者を確認するために
申請受付後随時	<u>尼崎市</u> 助成要件に当てはまっているか <u>審査</u> をします	
申請後、2～3週間後	<u>尼崎市</u> <u>助成金交付(不交付)決定通知書</u> を認知症カフェ団体代表者様へお送りします	
当該年度の助成対象事業終了後 14 日以内に	<u>認知症カフェ団体代表者</u> <u>実績報告書等</u> を尼崎市に提出する	①尼崎市認知症カフェ運営実績報告書 ②収支決算書 ③助成事業の実施に係る領収書 ④その他必要な書類 等
実績報告書を提出次第 順次	<u>尼崎市</u> <u>助成金確定通知書</u> を認知症カフェ団体代表者様へお送りします	
確定後 ※助成金確定通知書が届いたら	<u>認知症カフェ団体代表者</u> <u>助成金交付請求書</u> を尼崎市へ提出する	①助成金等交付請求書
R4年4月下旬	<u>尼崎市</u> 認知症カフェ団体代表者様(振込先)へ支払います	

※申請受付期間中、20 団体に達した時点で受付を終了いたします。

尼崎市役所のホームページもしくは下記の問い合わせ先(包括支援担当)へお問合せ下さい。

4、申請方法について

(1) 受付期間：令和3年5月6日(木)から令和4年2月28日(月)

※土日祝日、12月29日から1月3日は除く

午前9時から午後5時30分まで

(2) 申請場所：尼崎市役所 包括支援担当 (北館3階 4番窓口)

(3) 申請方法：必要書類を持参し直接上記申請場所にお越しください。

※先着20団体のため、受付した順番になります

(4) 問い合わせ先：尼崎市役所 包括支援担当 TEL:06-6489-6356 FAX:06-6489-6528